

大規模社会福祉施設等建設基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年三月十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第十二号

大規模社会福祉施設等建設基金条例の一部を改正する条例

大規模社会福祉施設等建設基金条例（昭和五十年広島県条例第十一号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の一号を加える。

三 その他知事が必要と認める金額

附 則

この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。